

1 川越市国際化基本計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	職業・関係団体等
会長	助川 泰彦	東京国際大学 人間社会学部教授
副会長	藤長 晴栄	特定非営利活動法人 日本語教育ネットワーク
委員	宮坂 雄悟	尚美学園大学 スポーツマネジメント学部准教授
委員	伊藤 康子	川越商工会議所
委員	齊藤 英一郎	川越市姉妹都市交流委員会
委員	焦 雁	川越市外国籍市民会議
委員	本多 英視	かわごえ国際ボランティアの会
委員	李 秀娥	尚美学園大学 (留学生)
委員	田口 裕子	公募委員

2 第六次川越市国際化基本計画策定経過

年月	審議会	検討委員会	その他
令和6年 10月			川越市多文化共生に 関する市民意識調査
令和7年 5月	第1回（5月26日） ○委員の委嘱、会長・副会長の 選出、諮問 ○第六次計画の策定について ○骨子案について	第1回（書面、5月2日） ○第六次計画の策定について ○骨子案について	
8月		第2回（8月20日） ○第五次計画の進捗状況につ いて ○第六次計画素案について ○第六次計画施策案について	
9月	第2回（9月30日） ○第五次計画の進捗状況につ いて ○第六次計画素案について ○第六次計画施策案について		
10月	第3回（10月27日） ○第六次計画原案について	第3回（10月14日） ○第六次計画原案について	
12月			パブリックコメント の実施
令和8年 1月		第4回（書面、1月15日） ○意見公募手続きの結果につ いて ○第六次計画案について	
2月	第4回（2月2日） ○意見公募手続きの結果につ いて ○第六次計画案について ○答申について 答申（2月2日）		
3月			市長決裁 計画策定

3 川越市国際化基本計画審議会条例

平成二十六年十二月十九日
条例第七十七号

(設置)

第一条 国際化基本計画に関する事項について審議するため、川越市国際化基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 関係団体の代表者
- 三 前二号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 川越市国際化基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の国際化に係る施策の基本的な方向性等を示す国際化基本計画を策定するため、川越市国際化基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 国際化基本計画の策定に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか国際化基本計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は文化スポーツ部長の職にある者をもって充て、副委員長は国際文化交流課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げるものをもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第6条 計画の内容について検討するため、別表2に掲げる課等の職員による検討部会を置く。

2 検討部会は、国際文化交流課長が招集し、会議の議長となる。

3 検討部会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月12日 市長決裁)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

広報室長、防災危機管理室長、政策企画課長、職員課長、地域づくり推進課長、市民課長、文化芸術振興課長、福祉推進課長、こども政策課長、保健医療推進課長、資源循環推進課長、観光課長、中央公民館長、学校管理課長、教育指導課長、教育センター所長

別表2（第6条関係）

広報室、防災危機管理室、政策企画課、職員課、地域づくり推進課、市民課、文化芸術振興課、福祉推進課、こども政策課、保健医療推進課、資源循環推進課、観光課、中央公民館、学校管理課、教育指導課、教育センター

第六次川越市国際化基本計画

令和8年3月

発行 川越市文化スポーツ部国際文化交流課
〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1
電話 049-224-8811
FAX 049-224-8712